

建築物エネルギー消費性能適合性判定事前審査制度の運用

奈良県特定行政庁連絡協議会

(趣旨)

第1条 本制度は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下、「建築物省エネ法」という。)

第11条において特定建築物の建築主の基準適合義務が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定とみなされることをふまえ、所管行政庁による建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査を円滑に行うために実施する事前審査(以下、「事前審査」という。)の運用について必要な事項を定める。

(適用の範囲)

第2条 本制度の適用範囲は、建築主事又は指定確認検査機関(以下、「建築主事等」という。)の確認済証の交付を受けようとする建築物で、建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定により所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下、「省エネ適判」という。)を受けようとするものとする。

(事前審査の手続等)

第3条 事前審査を受けようとする者は、別に定める「建築物エネルギー消費性能適合性判定事前審査願書」(以下、「願書」という。)に、建築物省エネ法施行規則第1条第1項(規則第7条第1項の規定により準用する場合を含む。)の規定による計画書及びその他の必要図書(以下、「計画書等」という。)を添えて、所管行政庁に提出するものとする。ただし、省エネ適判を受けようとする者が事前審査を必要としない場合は、この限りではない。

(事前審査の内容)

第4条 所管行政庁は、省エネ適判に関する事項について、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下、「基準省令」という。)に基づき審査するものとする。

(事前審査の目標処理期間)

第5条 所管行政庁は、願書受付後、概ね28日で事前審査を終了するよう努めるものとする。

(計画書等の作成及び提出)

第6条 事前審査を経て省エネ適判を受けようとする者は、事前審査の結果を総合的に判断し、自らの責任において、計画書等を作成の上、事前審査を受けた所管行政庁に提出するものとする。

(所管行政庁の取扱い)

第7条 本制度に定めのない事項等については、所管行政庁が事前審査に関する取扱いを別に定めるときは、当該取扱いを適用するものとする。

附 則(平成29年8月1日から適用)

この運用は、平成29年8月1日から平成30年6月19日までの間に願書を提出するものについて適用する。

附 則(平成30年5月17日から適用)

この運用は、平成29年8月1日から平成31年6月19日までの間に願書を提出するものについて適用する。

附 則(令和元年5月15日から適用)

この運用は、平成29年8月1日から令和2年6月19日までの間に願書を提出するものについて適用する。